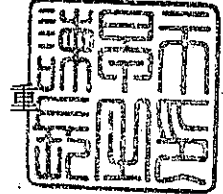


諫早市公告第 1 号

自動販売機の設置に係る市有財産の貸付けについて一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和 8 年 1 月 5 日

諫早市長 大久保 潔



記

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

道の駅 251 いいもりじゃがーロードにおけるおむつ等自動販売機の設置に係る市有財産の貸付け

(2) 貸付物件

施設名	所在地	貸付場所	貸付面積	台数
道の駅 251 いいもりじゃがーロード	諫早市飯盛町 上原 1 3 7 6 番地	農林水産物 等販売施設 西側敷地 A	2.0 m ²	1 台

※貸付面積には、放熱余地・転倒防止板・飲料容器用回収ボックスを設置する面積を含む。

(3) 用途

乳幼児用紙おむつ及びおしりふきを販売品目とするおむつ等自動販売機の設置・運営に限るものとし、前述の販売品目を満たしていれば清涼飲料水（缶、瓶及びペットボトルのみ。紙コップ不可）のほか、乳児・子ども用飲料（紙パック可）の販売も可能とする。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 諫早市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者に該当する者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (4) 諫早市内に本社（本店）、支社（支店）若しくは営業所等を有する法人又は諫早市内に住所及び店舗を有する個人で、自動販売機の故障、苦情等の緊急時に速やかに対応できるものであること。
- (5) 申請日から落札者決定の日までの間に、本市から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 諫早市税において滞納がないこと。
- (7) 自動販売機の設置業務（自ら管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有し、かつ、過去2年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体との自動販売機の設置に係る契約を2回以上締結し、これら全てにおいて誠実な履行実績を有している者であること。

3 自動販売機の設置条件

(1) 使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、諫早市が設置者に対して行政財産である建物の一部を賃貸する方法により行うものとし、設置者は、賃貸物件を自動販売機及び飲料容器用回収ボックスの設置並びにこれらの管理以外の用途に供してはならない。

(2) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（更新なし）

(3) 貸付料

貸付料の年額は、入札書に記載された金額に当該金額の10分の10に相当する額を加算した金額（当該額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

ただし、消費税及び地方消費税の税率（以下「消費税率等」という。）が改定された場合は、改定後の消費税率等による金額を加算した金額に契約変更するものとする。

(4) 必要経費

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する工事費、移転等の費用並びに自動販売機の稼動に係る電気料金は、設置者負担とする。なお、電気料金に係る検針用メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）は、設置者において設置すること。

(5) その他

自動販売機の設置に係るその他必要な条件は、別紙「おむつ等自動販売機設置者募集要項」及び「仕様書」に記載する。

4 入札参加申請手続

入札参加を希望する者は、入札参加申請書及び必要書類を次により提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 入札参加申請書

イ 事業者の概要調書

ウ 取扱商品一覧表

エ 法人の場合は商業登記簿謄本（履歴事項全部証明）、個人の場合は住民票抄本（申請日から遡って3か月以内のもので写しでも可）

オ 諫早市税の滞納がないことの証明書（原本）（申請日から遡って3か月以内のもの）

カ 設置予定自動販売機のカタログ

キ 誓約書

ク 印鑑登録証明書（申請日から遡って3か月以内のもので写しでも可）

(2) 申請受付期間

令和8年1月5日（月）から令和8年2月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 受付場所

諫早市東小路町7番1号

諫早市農林水産部農業振興課（諫早市役所 別館3階）

(4) 申請の方法

受付期間内に、(1)の提出書類を(3)の受付場所に直接持参するか、郵送（原則として書留）にて提出すること。（郵送の場合は、令和8年2月13日（金）午後5時必着とする。）

5 質疑応答

- (1) 質疑がある場合は、本市所定の質問書を持参するか、郵送、ファクシミリ又はメールにて送付すること。電話（口頭）での質問は受け付けない。（※ファクシミリ又はメールで送付する場合は、必ず通信確認を行うこと。）

ア 期間 令和8年1月5日（月）から令和8年2月3日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出先 諫早市農林水産部農業振興課（諫早市役所 別館3階）

- (2) 回答は、令和8年1月5日（月）から令和8年2月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の間、諫早市ホームページにて行う。

- (3) 現場説明会は、原則として行わない。

6 入札参加資格の決定

入札参加資格の有無について、提出書類等に基づいて審査し、入札参加資格の審査結果を令和8年2月20日（金）までにメー

ルで通知する。

7 入札の方法

- (1) 入札は、郵便入札の方法により行う。
- (2) 入札書は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便により、令和8年2月26日（木）午後5時までに、諫早市農業振興課宛てに郵送すること。
- (3) 入札書を郵送する際は、二重封筒とし、「入札書」と記載した内封筒に入札書を密封のうえ、次に掲げた事項を記載し、期限までに送付すること。

ア 件名

イ 住所

ウ 氏名（法人にあっては、商号又名称）

エ 代表者氏名（法人の場合のみ）

- (4) 入札書は、1年分の金額を付して入札する。
- (5) 入札書に記載する金額は、1年分として見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札書は、本市所定の様式により作成しなければならない。
- (7) 入札回数は、2回とする。
- (8) 入札において、入札参加者がいない場合又は2回の入札で落札者がいない場合は、当該入札は取止める。

8 入札保証金

入札保証金は、免除する。

9 開札

- (1) 開札は、令和8年2月27日（金）午前10時から、諫早市役所別館3階第6会議室で行う。
- (2) 入札参加者は、立会いを希望することができる。立会いを希望する場合には、開札日時前までに郵便入札開札立会申込書を農業振興課に提出すること。
- (3) 開札への立会い者は、各者1名までとし、各者1名を超えて

開札会場に入室できない。

- (4) 開札開始後に開札会場に到着した者は、開札に立会うことができない。
- (5) 開札に立会う入札参加者がいない場合は、入札執行事務に係のない諫早市職員を立会わせて行うものとする。
- (6) 天災等により入札書の到着が遅れた場合は、開札を延期することがある。

1 1 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とするとともに、落札決定後から契約締結前までにおいて、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。この場合、落札者に損害が生じてても、本市は一切の損害賠償の責めを負わない。

- (1) 諫早市契約規則（平成17年規則第54号）第12条各号に該当する入札
- (2) 入札参加申請に当たり虚偽の記載をした者の入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) この公告において示した方法以外の方法による入札
- (6) その他必要事項を確認できない入札
- (7) 前各号に掲げるもののほか、職員の指示に従わない者のした入札
- (8) 前各号に該当し、入札が無効となった者は、再度の入札には参加できない。

1 2 入札書の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

1 3 落札者の決定方法等

- (1) 落札者は、予定価格以上の価格で、最高の価格をもって入札した者とする。

- (2) 1 度目の開札で落札者がおらず再度入札を行う場合、入札参加者に 1 度目の最高入札価格及び再入札の入札書受付期間を FAX で通知するものとし、入札参加者は、通知に記した入札書受付期間内に入札書を提出するものとする。なお、入札の方法は、1 度目の入札と同様とする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
- (5) 落札者が決定した時は、文書により入札参加者に入札結果を通知する。開札立会者がいる場合は、開札会場で開札立会者全員に口頭で周知し、通知に代えるものとする。
- (6) 落札者は、設置予定者として決定されたものとする。

1.4 設置予定者の決定の取消し

落札者が次の各号のいずれかに該当する場合は、設置予定者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約の締結に応じなかった場合
- (2) 応募者の資格を失った場合
- (3) その他自動販売機設置手続の相手方として不適当と認められる場合
- (4) 落札者が、前各号のいずれかに該当した場合は、その者のした入札を無効とし、その者に通知する。この場合の設置予定者は、落札者の次に高い価格で入札した者（以下「次順位者」という。）を設置予定者とする。なお、次順位者が 2 者以上あるときは、くじにより次の設置予定者を決定する。

1.5 契約の締結

落札者は、令和 8 年 3 月 5 日（木）までに契約書を 2 部提出し

なければならない。

1 6 異議の申立て

入札参加者は、開札後、諫早市契約規則その他契約事項等についての不明を理由にして異議を申し立てることはできない。

1 7 その他

本競争入札に関する詳細は、別紙「おむつ等自動販売機設置者募集要項」及び「仕様書」による。

1 8 問い合わせ先

諫早市東小路町 7 番 1 号

諫早市農林水産部農業振興課（諫早市役所 別館 3 階）

電話番号：（0957）22－1500（内線2311）

FAX 番号：（0957）22－2602

メールアドレス：noshin@city.isahaya.nagasaki.jp